

役員会（平成 18 年度第 3 回）議事要旨

1. 日 時 平成 18 年 5 月 25 日（木）10:00～12:00
2. 場 所 事務局棟 3 階 会議室
3. 出席者 安田学長（議長）
山本理事、磯貝理事、五十嵐理事、村井理事

出席監事 山田監事

陪席者 茶島教育・研究支援部長、宗近業務管理部長、中條企画・総務課長、田村学生課長、奥田研究協力課長、三原学術情報課長、小林人事課長、河野会計課長、荒井施設課長、脇企画・総務課課長補佐、鈴木企画・総務課課長補佐、吉田企画・総務課企画・法規係長、久松企画・総務課企画・法規係員

4. 議 事

（前回議事要旨の確認）

「役員会（平成 18 年度第 2 回）議事要旨（案）」について、原案どおり承認された。

（報告事項）

- （1）平成 18 年度国立大学法人等財務管理等に関する協議会等について
五十嵐理事から、平成 18 年度国立大学法人等財務管理等に関する協議会等での配付資料に基づき、平成 18 年度国立大学法人予算、平成 19 年度概算要求及び国公立私立大学を通じた大学教育改革の支援等について報告が行われた。

（審議事項）

- （1）教員人事について
議長から、教員人事（客員教授 1 名の採用及び客員教授 1 名の退職）について説明が行われ、審議の結果、原案どおり承認された。
- （2）ヒトゲノム・遺伝子解析研究及びヒト ES 細胞研究に関する規則等の制定について
磯貝理事から、ヒトゲノムやヒト ES 細胞等のヒト由来試料を用いた研究を適切に実施するため、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成 13 年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第 1 号）」

及び「ヒト ES 細胞の樹立及び使用に関する指針（平成 13 年文部科学省告示第 155 号）」に基づき、倫理審査体制や手続き等を定める学内規則等の原案を作成した旨説明が行われ、審議の結果、原案どおり承認された。

(3) オーボ・アカデミー大学との学術交流協定締結について

磯貝理事から、本学とオーボ・アカデミー大学（フィンランド共和国）との間で学術交流協定を締結したい旨説明が行われ、審議の結果、原案どおり承認された。

(4) 情報公開規程の一部改正について

山本理事から、資料「国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学情報公開規程の一部を改正する規程の制定（案）」に基づき、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令等の改正に伴い、所要の改正を行う旨の説明が行われ、審議の結果、原案どおり承認された。

(5) 個人情報公開規程の一部改正について

山本理事から、資料「国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学個人情報公開規程の一部を改正する規程の制定（案）」に基づき、規程の名称を「国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学個人情報公開規程」から「国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学保有個人情報保護規程」に変更する等所要の改正を行う旨の説明が行われ、審議の結果、原案どおり承認された。

(6) 平成 18 年度外部資金の受入れについて

山本理事から、平成 18 年度外部資金の受入れ状況について説明が行われ、審議の結果、原案どおり共同研究の受入れ 7 件（12,890,925 円）、受託研究の受入れ 4 件（11,764,500 円）及び寄附金の受入れ 9 件（8,350,000 円）が承認された。

(7) 顧問弁護士の委嘱について

五十嵐理事から、労務管理を含む大学運営上のさまざまなリスクに対応するため、労働法制に詳しい弁護士を本学の顧問弁護士として委嘱したい旨説明が行われ、審議の結果、原案どおり承認された。

以 上